

新座市パブリック・コメント手続条例

(目的)

第1条 この条例は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(パブリック・コメント手続)

第2条 市の基本的な施策等の策定に当たり、当該策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したのに対して市民等から提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、市民等から提出された意見等の概要、市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をパブリック・コメント手続という。

(定義)

第3条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(パブリック・コメント手続の対象)

第4条 パブリック・コメント手続の対象となる施策等（以下「施策等」という。）の策定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
 - (2) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (適用除外)

第5条 次に掲げるものについては、この条例の規定を適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他のパブリック・コメント
手続と同様の手続を行うもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求に
より議会に付議するもの
（施策等の案の公表等）

第6条 実施機関は、施策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策等の趣旨及び目的並びに施策等の案を作成した経緯
- (2) 施策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、施策等の案及び前条第2項各号に掲げる資料の公表の日から1か月の期間を設けて、施策等の案についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、1か月の期間を設けることができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。この場合においては、当該施策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

2 前項の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他の市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しな

なければならない。ただし、新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (3) 施策等の案を修正した場合における当該修正内容

3 第6条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（意思決定過程の特例）

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、第6条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、施策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで施策等の策定の意思決定をすることができる。

（一覧表の作成等）

第10条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧等の方法により公表するものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。